

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中出入国管理及び難民認定法目次の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定から同法第四章第二節中第二十二条の五の次に一条を加える改正規定まで、同法第六十一条の八の三第一項第三号の改正規定及び同法第六十二条の見出しを改め、同条の次に一条を加える改正規定を削る。

附則第二十四条第一項及び第二項中「附則第二十六条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第四項中「本邦に在留する外国人に係る社会保障制度及び公租公課の支払に関する事項並びに新入管法第二十二条第二項及び第二十二条の四第一項の規定その他の」を削る。

附則第二十五条を削り、附則第二十六条を附則第二十五条とし、附則第二十七条から第三十四条までを一
条ずつ繰り上げる。